

令和7年第3回安堵町議会定例会会議録
(3日目)

令和7年9月19日(金)開議
午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	久保 茂樹		
総 務 部 長	吉田 一弘	住 民 生 活 部 長	勝 井 顯
事 業 部 長	廣瀬 好郁	理 事	池田 佳永
会 計 管 理 者	富士 青美	総 合 政 策 課 長	増田 篤人
安 全 安 心 課 長	吉田 貴史	税 務 課 長	藤岡 征章
住 民 課 長	吉田 彰宏	子 ども 家 庭 推 進 室 課 長	西田 淳二
健康福祉推進室課長	井上 育久		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉岡 さとこ	議会事務局リーダー	吉田 裕一
----------	--------	-----------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 総務産業建設常任委員会委員長報告

議案第1号 安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第2号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第3号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第8号 令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について

第 2 文教厚生常任委員会委員長報告

議案第7号 安堵町共同浴場条例の一部を改正する条例について

第 3 一般会計決算審査特別委員会委員長報告

認定第1号 令和6年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 4 特別会計等決算審査特別委員会委員長報告

認定第2号 令和6年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和6年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和6年度安堵町水道事業会計決算の認定について

認定第6号 令和6年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第 5 子供及び子育て世代対策特別委員会委員長報告

第 6 常任委員会の閉会中の継続調査について

第 7 特別委員会の閉会中の継続調査について

第 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会
午前 10 時 00 分

議長（近藤晃一） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（近藤晃一） 定刻ですので、会議を始めさせていただきます。

只今の出席議員は 9 名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。副町長。

副町長（富井文枝） おはようございます。副町長の富井でございます。本日は、教育次長 溝本が病気療養のため欠席をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） はい。それでは、本日の議事は、お手元に配布しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第 1 「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題といたします。

本議題は、教育長の問題になりますので、久保教育長の退場を求めます。

（久保教育長 退場）

議長（近藤晃一） それでは、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増井委員長。

（増井総務産業建設常任委員会委員長 登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） 改めまして、おはようございます。議席番号 8 番 増井です。只今より、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和 7 年 9 月 11 日、安堵町議会議長 近藤晃一様、総務産業建設常任委員会委員長 増井敬史。

総務産業建設常任委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、別紙のとおり会議規則第 71 条の規定により報告します。

1. 審査事項、付託案件について。議案第 1 号「安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」、議案第 2 号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、議案第 3 号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案第 8 号「令和 7 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）について」

2. 開催日時及び場所、令和 7 年 9 月 8 日月曜日、午前 10 時から、安堵町議会第 2 委員会室。

3. 出席者、（1）委員 委員長、増井、森田裕康副委員長、松田委員、近藤委員、福井委員、浅野委員、上林委員、山岡委員、森田瞳委員（2）説明員 吉田一弘総務部長、勝井住民生活部長、溝本教育次長、増田総合政策課長、藤岡税務課長、井上健康福祉推進室課長、西田子ども家庭推進室課長（3）議会事務局 吉岡事務局長心得、吉田リーダー

4. 審査の内容、9 月 2 日の本会議において付託された案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査しました。当委員会としての結果は次のとおりです。

5. 審査の結果、（1）議案第 1 号「安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」令和 7 年 9 月 30 日をもって安堵町教育委員会教育長 久保茂樹氏の任期が満了となるため、引き続き同氏を任命することについて議会の同意を求めるものである。

令和 7 年 4 月から安堵町教育委員会教育長として職務を遂行されており、適任と考

える。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で常任委員会としては、原案のとおり同意すべきものと決した。

(2) 議案第2号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」令和7年9月30日をもって安堵町教育委員会委員 霊秀覚氏の任期が満了となるため、引き続き同氏を任命することについて議会の同意を求めるものである。

令和3年10月から安堵町教育委員会委員として職務を遂行されており、適任と考える。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で常任委員会としては、原案のとおり同意すべきものと決した。

(3) 議案第3号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」令和7年12月31日をもって安堵町人権擁護委員 吉田敏子氏の任期が満了となるため、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱し、ボランティアで人権相談等の活動をされる。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で常任委員会としては、原案のとおり適任とすることに決した。

(4) 議案第8号「令和7年度安堵町一般会計補正予算(補正第5号)について」なら国際映画祭(ナラティブ事業)負担金、子育て世帯応援給付金、小中学校体育館への空調設備設計委託費、中学校の自転車通学の開始に向けた駐輪場整備等について各担当部署から詳細な説明があり、活発な質疑がされました。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で常任委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決した。

以上。

議長(近藤晃一) それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 質疑なしと認めます。

それでは、はじめに議案第1号「安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」討論を省略し、採決します。

本案に対する委員長の報告は、同意です。

議案第１号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。

議案第１号は、委員長報告のとおり同意することに決定しました。

久保教育長の入場を許可します。

(久保教育長 入場)

議長（近藤晃一） それでは、久保教育長に御報告申し上げます。只今の議案第１号は、議員全員の賛成で同意されました。

御挨拶をお願いいたします。

(久保教育長 登壇)

教育長（久保茂樹） 失礼いたします。久保です。この度、議会での御承認を賜り、一言、御礼と再任の御挨拶をさせていただきます。

前教育長の残任期間中は、皆様方の御支援、御協力の下、喫緊の課題解決に向け、取り組んでまいりました。

今後も、町長が目指しておられる「小さくても キラリ光る 活力あふれるまち あんど」を推進すべく、中長期的な展望を持ちながら、着実に教育行政を進めてまいります。

教育は、人づくり、町づくり、国づくりに繋がります。学校教育において、未来を担う子どもたちが、自分の人生を切り開いていく力をつけ、社会と繋がり、貢献できる人間に成長するよう努めてまいります。

また、社会教育においては、地域の方々の心と体が健康な状態、すなわちウェルビーイングな生き方を支援・促進してまいります。

今後も、皆様方の御理解と御指導を引き続き賜りますようお願い申し上げて、御挨拶とさせていただきます。どうか今後も、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） はい。ありがとうございました。

それでは、久保教育長どうぞよろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） 次に、議案第2号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を省略し、採決します。

本案に対する委員長報告は、同意です。

議案第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は、委員長報告のとおり同意することに決定いたしました。

議長（近藤晃一） 次に、議案第3号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を省略し、採決します。

本案に対する委員長報告は、適任です。

議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は、委員長報告のとおり適任とすることに決定いたしました。

議長（近藤晃一） 次に、議案第8号「令和7年度安堵町一般会計補正予算(補正第5号)について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 日程第2「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田文教厚生常任委員会委員長。

（松田文教厚生常任委員会委員長 登壇）

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） おはようございます。文教厚生常任委員会報告をいたします。

令和7年9月11日、安堵町議会議長 近藤晃一様。文教厚生常任委員会委員長 松田勝。

文教厚生常任委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 審査事項、付託案件について。議案第7号「安堵町共同浴場条例の一部を改正する条例について」

2. 開催日時及び場所、令和7年9月9日火曜日、午後1時。安堵町議会第2委員会

室。

3. 出席者、(1) 委員 松田委員長、上林副委員長、近藤委員、森田裕康委員、福井委員、浅野委員、山岡委員、増井委員、森田瞳委員 (2) 説明員 富井副町長、勝井住民生活部長、吉田住民課長 (3) 議会事務局 吉岡局長心得、吉田リーダー

4. 審査の内容、9月2日の本会議において付託された案件について、担当課長から詳細説明を受け、慎重に審査いたしました。当委員会としての結果は次のとおりです。

5. 審査の結果、議案第7号「安堵町共同浴場条例の一部を改正する条例について」審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり可決すべきものと決した。

以上。

議長（近藤晃一） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、議案第7号「安堵町共同浴場条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。

議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第3「一般会計決算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

一般会計決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会委員長（森田裕康） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田裕康委員長。

（森田裕康一般会計決算審査特別委員会委員長 登壇）

一般会計決算審査特別委員会委員長（森田裕康） 一般会計決算審査特別委員会報告を行います。

令和7年9月5日、安堵町議会議長 近藤晃一様。一般会計決算審査特別委員会委員長 森田裕康。一般会計決算審査特別委員会報告書。本委員会に付託された事件について、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 審査事項、付託案件について。認定第1号「令和6年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」

2. 開催日時及び場所、令和7年9月4日木曜日、午前10時から、安堵町役場4階第2委員会室。

3. 出席者、（1）委員 委員長、森田裕康、浅野副委員長、松田委員、上林委員、山岡委員、増井委員、森田瞳委員（2）オブザーバー 近藤議長、福井監査委員（3）説明員 西本町長、富井副町長、久保教育長、吉田総務部長、勝井住民生活部長、廣瀬事業部長、池田理事、溝本教育次長、富士会計管理者、増田総合政策課長、吉田安全安心課長、藤岡税務課長、吉田住民課長、西田子ども家庭推進室課長、井上健康福祉推進室課長（4）議会事務局 吉岡事務局長心得、吉田リーダー

4. 審査の方法、9月2日の本会議において付託されました案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査しました。当委員会としての結果は、次のとおりです。

5. 審査の結果、（1）一般会計歳入決算の主なもの。令和5年度と比較すると、町税

は、定額減税により、個人住民税で2, 187万円(△7. 8%)の減少、過年度修正申告分の皆減により、法人住民税で1億3, 700万円(△63. 8%)の減少、岡崎地区の物流倉庫建設により、固定資産税で1億595万円(29. 4%)の増加となり、町税全体で5, 151万円(△5. 6%)の減少となった。

地方交付税は、基準財政収入額の大幅な増加により、普通交付税で2億6, 523万円(△17. 6%)の大幅な減少となり、能登半島地震等の被災自治体へ多く配分されたことにより、特別交付税で1, 745万円(△8. 6%)の減少となった。

町債は、臨時財政対策債が減少したものの、一般廃棄物事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び減収補填債の増加により、4億9, 353万円(233. 5%)の大幅な増加となった。

(2) 一般会計歳出決算の主なもの。令和5年度と比較すると、人件費は、人事院勧告による給与改定により6, 419万円(6. 9%)の増加となった。

物件費は、物価高騰により委託料や備品購入費が増加したものの、廃棄物運搬中継施設整備事業用地購入の皆減により518万円(△0. 7%)の減少となった。

扶助費は、介護支援サービス受給増による介護給付費・訓練等給付費の増加及び制度拡充による児童手当給付事業の増加により1, 822万円(3. 6%)の増加となった。

補助費等は、山辺・県北西部広域環境衛生組合建設負担金の大幅な増加により、4億1, 696万円(73. 2%)の増加となった。

普通建設費は、単独事業費の旧美化センター跡地における地下埋設物解体撤去工事及び中央公園フェンス等改修工事の皆減により3, 196万円(△15. 3%)の減少となった。

積立金では、将来の財政出動を見据え、財政調整基金、教育・文化振興基金及び公共施設等基金積立金に積立てたため9, 781万円(93. 4%)の増加となった。

(3) 令和6年度一般会計の決算。実質収支額2億2, 291万円、単年度収支マイナス2億930万円、実質単年度収支マイナス1億43万円。

令和6年度一般会計決算は、実質収支が黒字となったが、単年度収支及び実質単年度収支が赤字であった。

地方公共団体は、民間と異なり運転資金を長期で借り入れることはできず、資金不足に陥りやすい財政構造で、その中で、多様で複雑な地域課題を解決するためには、限られた財源を最適配分する必要がある、経常事業の見直しや計画的な予算執行が今後より一層求められる。

引き続き、歳入歳出の収支の均衡を堅持しながら、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図っていくとの説明がなされた。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり認定すべきものと決した。

以上。

議長（近藤晃一） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、認定第１号「令和６年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第１号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。

認定第１号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第４「特別会計等決算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

特別会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

特別会計等決算審査特別委員会委員長（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） 上林委員長。

（上林特別会計等決算審査特別委員会委員長 登壇）

特別会計等決算審査特別委員会委員長（上林勝美） 議席番号6番 上林です。特別会計等決算審査特別委員会報告を行います。

令和7年9月10日、安堵町議会議長 近藤晃一様。特別会計等決算審査特別委員会委員長 上林勝美。特別会計等決算審査特別委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 審査事項、付託案件について。認定第2号「令和6年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和6年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和6年度安堵町水道事業会計決算の認定について」、認定第6号「令和6年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

2. 開催日時及び場所、令和7年9月10日水曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、（1）委員 委員長、上林勝美、山岡副委員長、松田委員、森田裕康委員、浅野委員、増井委員、森田瞳委員（2）オブザーバー 近藤議長、福井監査委員（3）説明員 西本町長、富井副町長、吉田総務部長、勝井住民生活部長、廣瀬事業部長、池田理事、増田総合政策課長、吉田住民課長、井上健康福祉推進室課長（4）議会事務局 吉岡局長心得、吉田リーダー

4. 審査の内容、9月2日の本会議において付託された案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査しました。当委員会としての結果は次のとおりです。

5. 審査の結果、（1）認定第2号「令和6年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」令和6年度の決算額は、歳入総額8億1,768万6,235円、歳出総額8億402万9,622円、実質収支額は1,365万6,613円で

ある。

令和6年度の不納欠損額は131件、331万6,003円である。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり認定すべきものと決した。

(2) 認定第3号「令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」令和6年度決算額は、歳入総額8億6,247万6,699円、歳出総額8億4,135万5,265円、実質収支額は2,112万1,434円である。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり認定すべきものと決した。

(3) 認定第4号「令和6年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」本特別会計は75歳以上の高齢者を対象として、平成20年4月に創設。運営は都道府県単位の広域連合組織が行っている。令和6年度決算額は、歳入総額1億4,247万6,628円、歳出総額1億4,233万3,328円、実質収支額は14万3,300円である。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり認定すべきものと決した。

(4) 認定第5号「令和6年度安堵町水道事業会計決算の認定について」収益的収支は、事業収益1億6,621万3,620円、事業費用1億7,239万8,382円。当年度の純損失618万4,762円であるが、前年度繰越利益剰余金7億4,482万7,929円を加えると7億3,864万3,167円の利益剰余金となった。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり認定すべきものと決した。

安堵町の水道事業は、令和7年4月1日より、広域で連携して水道事業が抱える老朽化対策などの取組を行い、将来にわたって安心・安全な水道水を供給することを目的とし、奈良県広域水道企業団に統合されました。

(5) 認定第6号「令和6年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」収益的収支は、事業収益2億3,554万1,291円、事業費用2億2,851万4,538円、702万6,753円の当年度純利益となった。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり認定すべきものと決した。

以上です。

議長（近藤晃一） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論、採決を行います。

はじめに、認定第2号「令和6年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、認定第2号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。

認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（近藤晃一） 次に、認定第3号「令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、認定第3号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。

認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（近藤晃一） 次に、認定第4号「令和6年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） なしと認めます。

これより、認定第4号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。

認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（近藤晃一） 次に、認定第5号「令和6年度安堵町水道事業会計決算の認定について」

討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 討論なしと認めます。

これより、認定第5号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(近藤晃一) 起立、全員です。お座りください。

認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(近藤晃一) 次に、認定第6号「令和6年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 討論なしと認めます。

これより、認定第6号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(近藤晃一) 起立、全員です。お座りください。

認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（近藤晃一）　続きまして、日程第5「子供及び子育て世代対策特別委員会委員長報告」を議題とします。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長の報告を求めます。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（福井保夫）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。福井委員長。

（福井子供及び子育て世代対策特別委員会委員長　登壇）

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（福井保夫）　それでは、子供及び子育て世代対策特別委員会の報告をします。

令和7年9月9日、安堵町議会議長　近藤晃一様、子供及び子育て世代対策特別委員会委員長　福井保夫。子供及び子育て世代対策特別委員会報告書。

本委員会を開催しましたので、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 調査事項、（1）中学校クラブ活動の今後について、町独自の地域移行等について（2）学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について、小・中学校の教育方針（小中一貫教育・義務教育学校）について（3）その他

2. 開催日時及び場所、令和7年9月8日月曜日、午後1時35分から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、（1）委員　福井委員長、浅野副委員長、松田委員、近藤委員、森田裕康委員、上林委員、山岡委員、増井委員、森田瞳委員（2）説明員　久保教育長、溝本教育次長、塩野教育推進課主幹、箸尾谷教育推進課主任（3）議会事務局　吉岡事務局長心得、吉田リーダー

4. 内容、（1）中学校クラブ活動の今後について。地域移行等について、いろいろな意見が出た。教育長より、教育現場また土・日の指導者等の問題について説明がある。

また、教育次長より、安堵中学校部活動の現状・今後のスケジュールについて説明がある。

県の方針である令和8年4月から土・日の教職員指導をなくしていくことに対し、

児童生徒・保護者・教職員を対象に、部活動の地域移行に関するアンケートを実施し、部活動地域移行検討委員会（仮称）を１０月中旬に設置し、検討していく。

（２）学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について。小中一貫教育・義務教育学校について、いろいろ意見が出た。教育推進課主任より、７月に視察した県内の、規模の類似した吉野さくら学園（小中一貫教育学校）・下市あきつ学園（義務教育学校）の説明がある。

教育次長より、小中一貫教育に向けた今後のスケジュールの説明があり、令和７年度に小中一貫教育検討委員会または学校規模適正化検討委員会（仮称）を設置予定。また、保護者等アンケートを実施していく。

令和８年度に、安堵町教育大綱を見直し、町が目指す教育環境の方向性（小中一貫校または義務教育学校）を決定していく。

動き出した教育委員会に期待し、高校に進んだ時に他の市町村の生徒と比べ、「安堵の生徒はちょっと違うな」と言われるような生徒を育てて欲しい。

以上です。

議長（近藤晃一） 以上で、子供及び子育て世代対策特別委員会委員長報告を終わります。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第６「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務について会議規則第６９条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第７「特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長、公共施設等合理化推進検討特別委員会委員長、遊水地底面利活用特別委員会委員長から、所管事務について会議規則第６９条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

各特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第８「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、議会の運営に関する事項について、会議規則第６９条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（近藤晃一） これで本日の日程は、すべて終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第3回安堵町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉 会

午前10時44分
